



6月から健康ポイント事業が始まります！

問 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 168

健康ポイント事業って何？

健康診査、市事業への参加など健康づくりの取り組みに対し、ポイントを付与します。

ポイントを貯めると、景品がもらえて、さらに抽選に応募できる事業です。

楽しみながら、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくり、守る」という意識を高め、健康管理や健康づくりに取り組み、定着を図ることを目的としています。

対象者は？

市内に住んでいる**20歳以上**の人

ポイント付与期間は？

6月から令和2年1月31日までです。

ポイント交換期限は？

令和2年1月31日までに交換、応募してください。

景品の交換場所は？

市役所健康ほけん課④番窓口、各支所でできます。

抽選で何が当たるの？

1万円相当の品…10名様
5千円相当の品…20名様
3千円相当の品…30名様

抽選はいつ？

令和2年2月中に行います。当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。



どうやって参加するの？

申出書に記入し、市役所又は各支所に提出



ポイントカードをもらう



対象事業に参加してポイントゲット



70ポイント貯めたら、市役所又は各支所にカードを提出、景品ゲット！



提出したカードが応募券になり、抽選で特産品が当たるかも！

対象事業	ポイント数	備考
特定健康診査・後期高齢者健康診査 ※	30	職域で実施するものを含む。
若年者健康診査 ※	40	集団は会場にて押印
各種がん検診等 ※	各5	胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺・骨粗鬆症検診会場にて押印
松浦市国民健康保険脳ドック ※	35	特定健診を含む
人間ドック ※	50	特定健診を含むドックで個人受診も可
健診結果説明会	10	説明会場で押印
特定保健指導	10	評価まで実施して押印
糖尿病重症化予防事業・糖尿病腎臓病重症化予防事業	10	評価まで実施して押印
食生活改善推進員養成講座	50	終了した時に押印
市主催・共催健康イベント	30	イベント会場で押印
健康目標達成	30	結果説明会で設定した目標に達成した場合押印
認知症サポーター養成講座	40	終了した時に押印
介護予防・地域支え合いサポーター養成講座修了者	50	市のボランティア登録者に限る
すっきり元気教室	20	半年間満了した人
いきいき百歳体操及び地域の集いの場へ月2回以上参加	20	半年間継続参加で20ポイント
いきいき百歳体操参加者で体力測定の結果、維持・向上した人	30	

※印は個人で健診（検診）受診した場合、結果提出で押印



志佐川でのアユ釣りが解禁となります！

問 水産課水産振興係 ☎内線 259

志佐川でのアユ釣りが**6月1日に解禁**となります。(～10月31日まで)

志佐川(河口から鎌土橋まで)でアユ釣りなどをする場合は、長崎県内水面漁場管理委員会(以下、「委員会」)の指示に基づき、委員会の承認を受け、下記の「志佐川内水面振興協議会(以下、「協議会」)採捕規程」を守らなければなりません。

志佐川の大切な資源を次の世代へ引き継いでいくため、ルールを守って楽しんでいただきますよう皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆志佐川内水面振興協議会の採捕規程◆

この規程は、漁場利用関係を適切にし、水産動物(アユ、ハヤ、コイ、フナ、ウナギおよびモクズガニをいう。以下同じ。)の保護培養を図ることを目的としています。

1. 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外では採捕してはいけません。

- (1) 手釣り
- (2) 竿釣り
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網(たも網の直径40センチメートル以下)
- (5) かにかご(1人が同時に使用できるかごの数は3個以内とする)
- (6) うなぎ塚およびうなぎもどらず(委員会の承認を得て協議会が特に認めたもの)

※1人が同時に使用できるうなぎもどらずの数は10個以内とする。

また、灯(火)光を利用する漁具漁法は禁止。

2. 次の水産動物には採捕できる期間があります。

アユ	6月1日から10月31日まで
ハヤ	6月1日から翌年4月30日まで
コイ	
フナ	
ウナギ	
モクズガニ	9月1日から12月31日まで

3. 次に掲げる大きさの水産動物は採捕してはいけません。

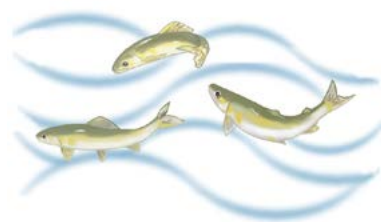
ハヤ	全長	5センチメートル以下
コイ	全長	15センチメートル以下
フナ	全長	5センチメートル以下
ウナギ	全長	21センチメートル以下
モクズガニ	甲幅長	5センチメートル以下

4. 採捕禁止区域および期間があります。

区域	志佐川庄野橋上流端から第1井堰 ^{いせき} に至る区域
期間	9月1日から12月31日まで

5. その他守るべき事項

- ・水産動物の保護培養に協力しなければならない。
- ・川底をかき回してはならない。
- ・相互に適当な距離を保ち、ほかの人の迷惑となる行為をしてはならない。
- ・委員会の承認証を携帯しなければならない。
- ・漁場監視員の要求があった場合、委員会の承認証を提示しなければならない。
- ・河川を汚染するような行為をしてはならない。



●承認の手続き

以下の発行場所で、協力金を納付してください。

【承認証発行場所(協力金納付場所)】

- ①水産課(松浦市志佐町里免365番地)
☎内線 259
- ②古賀家具店(松浦市志佐町浦免1797番地)
☎0956-72-0531

【協力金の額】(高校生以下は無料、肢体の不自由な人は掲げる額の2分の1に相当する額)

水産動物	1日間	1年間(採捕期間)
アユ	1,000円	3,000円
ハヤ	500円	1,500円
コイ		
フナ		
ウナギ		
モクズガニ		1かご1,000円